

I 昭和48年度社会教育計画

1 「社会教育」

社会教育という言葉は、いたるところでさまざまに使われているが、その意味として次のことが考えられよう。

(1) 教育であること。学習であること。

教育には、教える者と教えられるものがある。教える側からの「教育」というとばは、教えられる側からは「学習」となる。教育する者は、人（先生）ばかりではない。

人の集合体としての社会や文化や自然など、人を教育するものは、さまざまである。そして、自分も、ある場面では先生であり、ある場面では生徒である。

人は、これらの教育するものにとりまかれて、自己をより高めるといふ変化(学習)をしつつ、生活を高め、よりよい社会を創り、歴史を創りつつ生涯を終えるといえる。

(2) 生活の中での学習である。

学習する者が、毎日の生活を、学校のような1つの特別の社会の中で送っているのではない以上、学習は、生活そのものの中で行なわれ、自己の意志に基づいて行なわれる。

従って「自分がする気です」「自分のためにする」「自分がやらなければならないことをする」が、第1の要件でありそこに正しい方向性さえあれば「地域、社会のためにする」「文化を創造する」に連がっていくことになる。

これらの広い意味での社会教育は、従って生活の中の全ての場面、全ての場所、いかなる時の中にも存在すると考えることができるが、教育委員会が行なう社会教育（以下「行政社会教育」という）は、これよりはるかに狭い意味で用いられる。（社会教育法第2条）それは、学校の教育課程として行なわれる教育活動以外の、組織的な教育活動（体育及びレクリエーションを含む）である。

2 行政社会教育の役割

- (1) 市民による社会教育活動、市民の行なう主体的社会教育活動が、より広く、より深く、よりよく進めていけるようにするために、活動し易い条件を整える。（条件整備）
- (2) 市民の要望に応じて活動の奨励と援助を行なう。（援助）
- (3) 民間における社会教育活動の振興と拡充のために主催事業を充実する。
（主催事業）

3 本年度の行政社会教育の方針

(1) 条件整備

行政社会教育の本来的な型として、直接市民に対する援助や奨励及び事業の実施は、「社会教育機関」が行なうのが普通である。社会教育機関は、体育館、図書館、公民館等で建物、職員、教材、教具、機能がなければならない。

この方向に向って、水泳場、体育館、図書館については整備されつつある。これら既存社会教育機関の充実と、文化活動機関としての公民館、郷土資料館等の調査研究等の課題と取り組む。

ア 既存の社会教育機関の人的、物的、機能的整備と充実

(ア) 福祉会館社会教育施設 (イ) 福生市立図書館

(ウ) 市営水泳場 (エ) 市民体育館

イ 社会教育機関の計画と準備

(ア) 公民館 (イ) 図書館網

(ウ) 郷土資料館

ウ 教材、教具、資料の収集と整備

現存する各種の文化遺産、資料類を出来得る限り調査、収集、整理して将来に備える仕事をはじめめる。

殊に、文化財保護、図書資料等について重点的に取り組む。

(2) 奨励、援助

ア 行政上の制約（人や施設や予算等）はあるが、市民の各種の要望に応え、できうる限りの援助をしていく。

(ア) 文化活動 社会教育係

(イ) 図書活動 図書館

(ウ) 体育活動 体育館

(3) 主催事業

ア 各活動分野におけるリーダーの拡充のための事業の充実

イ グループ化、一般化をはかるための学級、教室の内容の充実

ウ 高度、系統的な学習活動の場としての講座の充実

エ 成果の発表の場としての大会等の充実